

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨・目的

一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という。)は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなります。

本市では、ごみ処理においては、人口の増加、生活様式や産業構造の変化などによる大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会の形成に向けた取り組みを進めており、また、生活排水処理では、生活排水処理施設の一層の整備促進に努めるとともに、発生源対策や啓発事業などを市民・事業者・行政が一体となって推進しているところです。

本計画は、市民・事業者・行政が一体となった総合的かつ計画的な事業展開の指針となる今後の一般廃棄物処理行政の方針と手順を定めるものであり、循環型社会と低炭素社会の形成に向けた統合的な取り組みを進め、同時に環境面から、大分市の都市像として掲げる「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」の実現を目指していくものです。

なお、本計画は、2016(平成28)年度に策定し中間目標年度をむかえた現行計画における目標達成状況等を検証するなか、上位計画である大分市総合計画第2次基本計画との整合性を図り、計画期間も含め見直したものです。

《都市像》

笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市

《4つのキーワード》

はぐくむ 市民一人ひとりの夢が実現できるまち

つくる 個性と魅力あふれる創造性豊かなまち

つながる 安全・安心な暮らしを実感できるまち

ひろがる 世界に広がる交流拠点となるまち

図1-1-1 大分市の目指すまちの姿

第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第6条第1項」及び「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づいて策定するもので、大分市における一般廃棄物処理事業の最上位計画に位置付けられるとともに、大分市総合計画及び大分市環境基本計画に定める環境・廃棄物分野のうち、一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理の基本理念や基本方針をさらに具体化するための施策を現すものです。

長期的視点に立った目標を設定していることから、事業の実施及び進捗管理は、年度毎に定める実施計画により推進していきます。

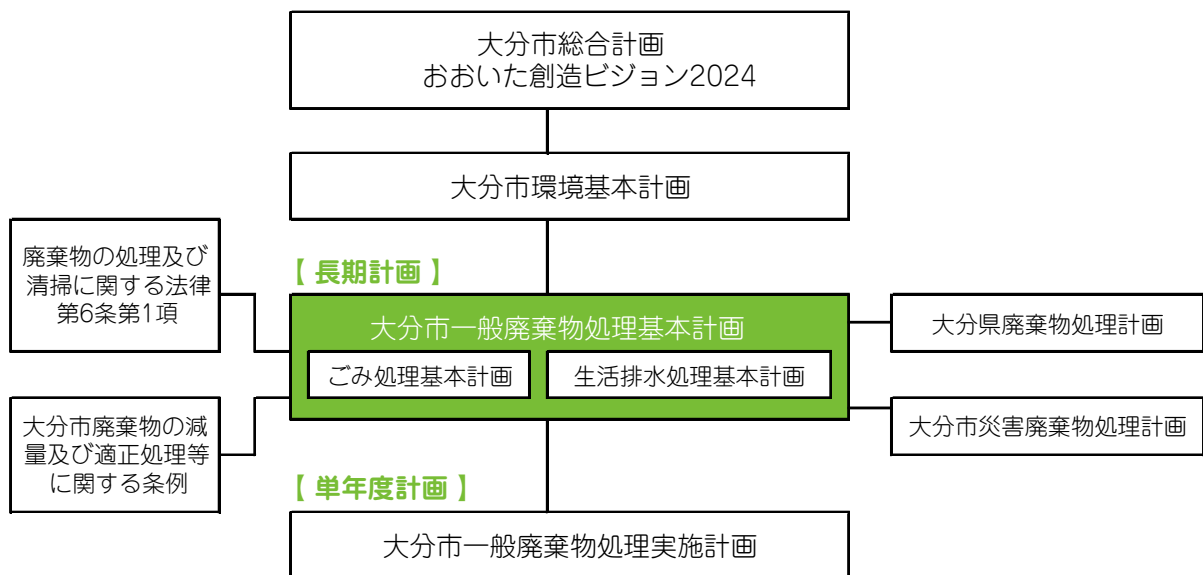


図 1 - 2 - 1 本計画の位置付け

第3節 計画の目標期間

これまでの計画期間は、2017(平成29)年度から2024(平成36)年度までの8年間としていましたが、2027(令和9)年度から新たなごみ処理施設が稼働する予定であり、稼働開始目標年度における計画ごみ処理量を本計画において示す必要があります。そこで、本計画では、計画基準年度を2018(平成30)年度、計画初年度を2020(令和2)年度とし、2024(令和6)年度を中間目標年度と位置付け、最終目標年度は、国の指針に基づき、10年先の2029(令和11)年度とします。

なお、計画期間において、計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、速やかに見直すものとします。

項目 \ 年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
計画の期間												
計画策定年度												
計画基準年度	●											
中間目標年度							●					
最終目標年度												●

図 1-3-1 計画の期間

第4節 計画策定の基本姿勢

本計画の策定に当たっては、次の3つの基本姿勢に沿って行うものとします。

[3つの基本姿勢]

1

一般廃棄物の処理に関しては、市民一人ひとり、事業者それぞれが、自らの責務を自覚した上で、行政との協力体制の確立が不可欠となります。

したがって、本計画は、市民や事業者の行動指標として、すべての人に分かりやすい計画、共有できる計画として策定します。

2

本市が目指す『笑顔が輝き夢と魅力あふれる 未来創造都市』及び『自然と共生する潤い豊かな まちづくり』の実現に十分配慮した計画として策定します。

3

一般廃棄物は、人間が生活していく上で、将来にわたり必ず発生するものです。

したがって、地球環境の負荷軽減や限りある資源の有効利用等、長期的な視野に立った計画を策定します。

第5節 計画策定の手順

本計画は、以下の手順に従って策定しています。

